

はしがき

この本は、主に沖縄で生起し、あるいはいまなお問われ続けている、憲法にかかわる諸問題をとりあげて、さまざまな角度から検討することを試みたものである。当初の企画は、大学等でいわゆる教科書として利用できるものを作成することを目的としてスタートしたが、構想を練り、研究会で検討を重ねるうちに、本書でとりあげた内容からしても教科書としてのみならず、広く一般市民にも沖縄における憲法問題について考えていただく素材を提供するものにするという方向に展開することになった。

『憲法と沖縄を問う』という表題には、実は2つの視角、視点が込められている。1つは、「憲法から沖縄の諸問題を問う」ということであり、もう1つは「沖縄から憲法にかかわる諸問題を問う」ということである。この2つの視角、視点を交差させることによって、憲法、そして沖縄にかかわる諸問題を浮き彫りにすることがこの本のねらいである。沖縄には、憲法の存在意義そのものを鋭く問う社会状況があり、それがとりわけ顕著であると思えるからである。

沖縄がかかえている最大の、そして積年の課題は米軍基地問題である。これについては、まず沖縄の米軍基地はどのようにして形成されたのか、日米安全保障条約および日米地位協定とは何か、そこにはどのような問題点があるか、などをみておく必要がある(第2章)。その上で、「沖縄と基地」にかかわる個別具体的な諸問題をとりあげる(第3章、第4章)。これに関連して、国民の「知る権利」といわゆる「防衛秘密」が真っ向から対立した事例の意義と問題点をみておくことも重要である(第9章)。

次に、豊かな自然がある沖縄で、自然保護にかかわってどのような問題があるかをとりあげる(第5章)。また、地域や共同体、および家族のつながりが強いことも沖縄の特徴であるが、それとのかかわりで平等もしくは家族関係のあり方をめぐって、どのような問題があるかをみておく必要がある(第6章)。

続いて、教育の国家主義的統制が強くなっている中で、この間、沖縄とのかかわりでもさまざまなことが問題となったが、「日の丸・君が代」、「教科書検定」などについて、そもそも何が問題であったのかを明らかにするとともに、あわせて「学習権」にかかわる諸問題をとりあげる（第7章、第8章、第11章）。そして、沖縄において「人間らしく生きる権利」が十分に保障されているのかについてもみておく必要がある（第10章、第12章）。

さらに、「沖縄における地方自治」とその「実践」にかかわる諸問題をとりあげる（第13章、第14章）。そして最後に、わが国はそもそも「法治国家」の名に値するのかという点ともかかわって、「国家主権と人権」をめぐる諸問題についても検討した（第15章）。このほか、本文中でとりあげた事柄に関連する諸問題についてはコラム欄を設けて要点をまとめるとともに、本書関連資料の一部を巻末に収録した（なお、一部の関連資料については法律文化社ホームページで閲覧できるようにした〔巻末資料付記参照〕）。これらを通じて明らかになるように、沖縄は、未だに主権と人権の根幹にかかわる問題、あるいは日本国憲法の真の実現にかかわる問題を提起し続けているといえるであろう。

この本の執筆者は、県内大学の教員（元を含む）に加えて、この本でとりあげた、さまざまな事件や裁判に直接・間接かかわった弁護士から成っている。類書にはない、ユニークな陣容かもしれない。

なお、編者に名を連ねてはいないものの、この企画がスタートし、全体の構成や執筆分担が決まり、作業が本格化する段階に至るまで、事実上の編者を務めたのは矢野昌浩琉球大学教授（労働法）である。また、法律文化社編集部の小西英央さんには、貴重な助言をいただくとともに、さまざまな無理難題にもよく対応していただいた。お2人には記して謝意を表したい。

2010年5月

井端 正幸
渡名喜庸安
仲山 忠克